

平成 23 年 2 月 3 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 塩見昌弘

平成 22 年(ワ)第 1940 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 23 年 1 月 20 日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗  
同 白 井 晶 子  
同 佐 藤 顕 子  
同訴訟復代理人弁護士 五 反 章 裕

東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 13 番 15 号 新居ビル 5 階

被 告 七海ホールディングス株式会社  
(以下「被告会社」という。)

同代表者代表取締役 竹 内

被 告 阿 部

同訴訟代理人弁護士

被 告 伊 藤

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して 88 万円及びこれに対する、被告会社及び被告阿部[ ]につき、平成 22 年 3 月 21 日から、被告伊藤[ ]につき、同月 22 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

主文同旨

## 第2 当事者の主張

### 1 請求原因

(当事者)

(1)ア 原告は、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生まれの男性である。

イ 被告会社は、自社の株式を「販売」する形態でいわゆる未公開株式商法を行う株式会社であり、証券業の登録を受けていない。

後記(2)の当時、被告阿部[REDACTED](以下「被告阿部」という。)は、被告会社の代表取締役であり、被告伊藤[REDACTED](以下「被告伊藤」という。)は取締役であった。

(被告らの行為)

(2) 被告会社の従業員であった佐藤[REDACTED]らは、平成20年3月ころ、原告に対し、「中国などからプラスチックが浜辺に流れてきて、これを集めるだけですごい収益になる。この事業をやっている有望な会社の株があるので買いませんか。」と勧誘して、原告をして、被告会社の株式の客観的価値が少なくとも購入金額程度であると誤信させ、同社の株式を80万円で購入させ、その代金を送金させた。(甲17)

(被告らの責任)

(3) 日本証券業協会は、「協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して不公正な取引を防止し、取引の信義則を助長するために定める規則」において、自主規制として、いわゆるグリーンシート銘柄を除き、未公開株式の取引を勧誘することを原則として禁止している(この自主規制を「自主規制規範」という。以下同じ。)。これは、証券取引所に上場されていない株式はその価値の評価が困難であり、公開される情報も少なく、一般投資家が当該会社の情報に接することも困難であることから、そのよう

な困難を一定程度解消し得る手当をしたグリーンシート銘柄以外の取扱を禁止することによって、一般投資家が不測の損害を被ることがないようにする趣旨である。

原告が購入した銘柄は、いわゆるグリーンシート銘柄ではない。未公開の株式の客観的価値を偽って販売する行為及びこれに類似する出資持分ないし社債の販売（以下「未公開株式商法等」という。）は、不法行為を構成する違法なものであり、未公開株式を譲渡すること自体、違法な詐欺商法であることが推認される。

そして、自社の未公開株式ないし社債券等（以下「未公開株式等」という。）を募集株式の発行等の手続によらず売買することは、他社の未公開株式等の売買と同様に、不法行為となる。自社の未公開株式の売買をするものであるか、他社の未公開株式を売買するものであるかによって異なるものではない。未公開の自社株式の購入を一般素人に勧誘して行うときにも、証券取引法ないし金融商品取引法や自主規制規範の趣旨が侵害されることになることも同様である。また、募集発行による場合にも、適切な株式や社債券の価値等を提示することなく株式等を購入させる行為には同種の違法性がある。

(4) 被告会社における従業員らの未公開株式等の勧誘、販売は未公開株式商法等の実行行為であるから、これを行った従業員は、不法行為責任（民法709条）を負う。従業員の勧誘、販売行為は、被告会社の通常業務とは異質の偶発的なものではなく、むしろ、被告会社らにおける組織的詐欺商法の一発現であり、被告会社は、従業員の使用者としての責任を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条、715条1項）。また、このような未公開株式商法等を業として行って金銭を騙取するために被告会社を組織、運営していた者は、被告会社を運営していた他の者及び上記違法な行為をしていた従業員と連帶して共同不法行為責任（民法719条1項、709条）を負う。

(5) さらに、被告会社の代表取締役は、被告会社の各営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な未公開株式商法等を行った者であり、被告会社の各取締役は、各代表取締役の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な未公開株式商法等を行うがままにしたから、平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3（以下「旧商法266条の3」という。）又は会社法429条1項に基づく責任（以下「取締役の責任」という。）を負う。

また、未公開株式を発行した会社（以下「発行会社」という。）は、未公開株式等を販売していた会社（以下「販売会社」という。）の取締役ないし従業員と共に謀して、一般投資家に未公開株式等を販売したから、共同不法行為責任を負う。そうでないとしても、証券業登録のない販売会社にグリーンシート銘柄でない株式の販売を行わせたから、未公開株式を、故意又は過失によって補助したものとして共同不法行為責任を負う。

発行会社の取締役は、販売会社及び同社の取締役らと共に謀して未公開株式商法等を行ったものとして共同不法行為責任を負う。そうでないとしても、発行会社らの不法行為を監視監督して是正する義務を怠ったから、取締役の責任を負う。

#### （損害）

##### (6) 損害

ア 交付金員相当損害金 80万円

イ 弁護士費用相当損害金 8万円

(7) よって、原告は、被告らに対し、民法719条1項、709条、旧商法266条の3、会社法429条1項に基づき、上記損害及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

#### 2 請求原因に対する認否

(被告阿部)

(1) 請求原因(1)アについては争うことを明らかにしない。

請求原因(1)イのうち、被告阿部が被告会社の代表取締役に就任したことは認め、その余は知らない。

(2) 請求原因(2)のうち、被告会社の株券を原告が証拠として提出したことは認め、その余は否認ないし争う。原告が80万円を送金した事実は証拠がなく不明である。

(3) 請求原因(3)ないし(6)は、知らないし争う。

(被告伊藤)

請求原因(1)アは知らない。

請求原因(1)イのうち、被告会社の取締役に就任したことは認め、その余は知らないし否認する。被告伊藤は、社外取締役で被告会社の経営に関する実権はまったくなく、被告伊藤には、原告主張の責任はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 被告会社に対する請求について

被告会社は適式の呼出しを受けたにもかかわらず、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の書面も提出しないので、上記被告らに係る請求原因事実が存在することについて争うことを明らかにしないものとみなす。

よって、原告の被告会社に対する請求のうち、使用者責任があることは明らかであり、その余の点を判断するまでもなく、原告の被告会社に対する請求は理由があることとなる。

#### 2 被告阿部及び被告伊藤に対する請求について

(1) 平成20年3月ころ、被告阿部が被告会社の代表取締役であり、被告伊藤が被告会社の取締役であったことは当事者間に争いがない。

(2) 証拠（甲17の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、原告が平成19年9月1日に発行された被告会社の2株分の株券を所持していることが認めら

れる。また、証拠（甲29、30）及び弁論の全趣旨によれば、被告会社は、1株40万円で個人投資家を募集していたこと、「個人投資家の皆様へ」と題する書面（以下「募集パンフレット」という。）において、平成20年1月決算以降に株式を公開する予定であり、上場時純利益目標が10億円と記載していること、被告会社の履歴事項全部証明書によれば、被告会社において平成19年3月20日に増資がされて以降、新株の発行はされていないこと、原告が取得した株式は、原告において新株発行の際に株式を引き受けたものではなく、すでに発行された株式を取得したものであることが認められる。

(3) 以上の事実によれば、原告は、被告会社に対し80万円を交付して、上記株券にかかる株式2株を取得したことが推認される。そして、被告阿部は、被告会社の代表取締役として、甲第30号証の書面に自身の顔写真を載せて、被告会社のビジネスモデルを紹介し、さらに、被告阿部が代表者である旨を明記してある上記募集パンフレットは、ビジネスモデルが有望であることを前提として個人投資家を勧誘するものであること（甲29、弁論の全趣旨）からすれば、被告阿部において、個人投資家に対し被告会社の株式が売却され、その代金を被告会社が取得していたことを認識していたことが推認される。

被告会社の株式は、いわゆるグリーンシート銘柄ではなく、正当な価格に関する情報を得にくい未公開株式であるところ、平成21年11月13日には認知症を発症している老齢の原告（甲1）において、被告会社の株式を積極的に購入したことをうかがわせる事情がないこと、被告会社と原告との間に上記株式を購入する動機を生じるような人的な関係があったことをうかがわせる事情がないこと、本件においては、結果として、客観的な価値評価が困難な未公開株式を、その情報を入手する能力のない原告に対し、その価値を大きく上回る価格で譲渡していることを総合すれば、上記未公開株式の販

売が正当なものであったことを立証しない限り、その販売価格は、上記取引時における上記未公開株式の正当な価格を下回るものであり、顧客がこれを正当な価格であると誤信することを前提とした詐欺的商法によるものであることが推認されるというべきであるところ、上記被告らは、この点について何ら反証していない。

したがって、被告会社は、その従業員ないし従業員に準ずる者が上記詐欺的商法を行うにつき、認識していたと推認されるから、使用者責任を免れないと。そして、被告阿部は同社の代表取締役として、被告会社の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠ったこと、被告伊藤は発行会社からの不法行為を監視監督して是正する義務を怠ったことがそれぞれ推認され、会社法429条1項による責任を免れない。

なお、被告伊藤は、社外取締役であり、社外取締役で被告会社の経営に関する実権はまったくなく、被告伊藤には、原告主張の責任はないと主張する。しかしながら、社外取締役であることが、直ちに、当該取締役と会社との間において取締役としての職務を果たさなくてもよい旨の合意の下で取締役に選任されたものということはできないし、仮に名目的な取締役であったとしても、代表取締役に対する監視、監督義務を負い、これを怠った場合には会社に対する任務懈怠となり、会社法429条1項の責任を免れることはできないから、被告伊藤の上記主張を採用することはできない。

(4) そして、これによる損害は、原告が出捐した金員相当額となり、詐欺的な取引によって生じたものであることに鑑みれば、この請求を行う上での弁護士費用も、相当因果関係のある損害であると認めることができ、原告は、交付した金員相当額の80万円の損害、弁護士費用として8万円の損害を被ったことが認められる。

(5) よって、上記被告らに対する請求は、その余の点を判断するまでもなく、いずれも理由があることとなる。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の被告らに対する請求は理由があるので、これを認容し、  
主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第33部

裁 判 官 本 間 健 裕

これは正本である。

平成 23 年 2 月 3 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判所書記官 塩見昌弘